

品目別輸出促進緊急対策事業実施要綱

制定 平成28年10月11日付け28政統第940号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日 TPP対策本部決定）に即し、農林水産物の輸出を拡大し、需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産産業を推進することが必要となっている。

このため、農林水産物の輸出拡大を図るための取組を支援することとする。

第2 事業の種類等

品目別輸出促進緊急対策事業において実施する事業の種類、内容及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業の採択

採択基準については、生産局長、政策統括官、林野庁長官又は水産庁長官（以下「生産局長等」という。）が別に定める。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 1の事業実施計画の重要な変更（生産局長等が別に定めるものをいう。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。
- 3 生産局長等は、別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、公正かつ客観的な採択を行うための事業実施計画の審査基準を定め、審査基準に基づき審査を実施し、その結果に基づいて、事業実施主体から提出された事業実施計画を承認するものとする。

第5 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、品目別輸出促進緊急対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 報告

事業実施主体は、生産局長等が定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第7 国による助言等

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び

指導を行うものとする。

第8 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。
- 2 品目別輸出促進緊急対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

別表1（第2関係）

事業の種類	事業の内容	補助率	事業実施主体
<p>1 コメ・コメ加工品輸出特別支援事業</p>	<p>1 輸出に取り組む事業者が行う取組の支援 コメ・コメ関連食品の輸出促進に取り組む事業者が行う新たなビジネスモデルの構築に向けた取組の実証を支援。</p> <p>2 日本産コメ・コメ関連食品のプロモーション活動の強化支援 輸出先国のニーズに明るく現地コンサルタントや海外メディアの活用等により、現地ニーズに即した効果的な調査・プロモーション、科学的データを持った品質や安全性のPR、訪日外国人向けのPR、「米輸出統一ロゴマーク」の普及のためのコンテンツの充実やウェブサイトの構築などの取組を支援。</p> <p>3 海外規制への対応支援 輸出先国における国内規制への対応を図るため、現地コンサルタント等と連携し、データの収集や規制当局との協議等の取り組みを支援。</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額、1/2以内</p>	<p>政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体及び事業者（以下「団体等」という。）</p>
<p>2 青果物輸出特別支援事業</p>	<p>1 植物検疫条件対応機材整備の支援 輸出先国・地域の植物検疫条件を満たすのに必要な機材（表面殺菌機材、青果物洗浄機材など）の整備を支援。 (1) 単一の者による取組 (2) 複数の者による取組</p> <p>2 輸出先国・地域の残留農薬基準対応防除暦作成の支援 輸出先国・地域の残留農薬基準への対応に必要な防除暦（時期別・品目別に防除に用いる農薬の種類、回数等を定めたマニュアル）の作成を支援。 (1) 単一の者による取組 (2) 複数の者による取組</p> <p>3 インポートトレランス申請の支援 輸出先国・地域で残留農薬基準が未設定又は基準値が輸出先国・地域よりも低い農薬につ</p>	<p>1/2以内 定額、1/2以内</p> <p>1/2以内 定額</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	<p>いて、残留農薬基準の設定及び見直しを申請する際に必要となるデータ収集、資料の作成・提供、申請書類の作成、登録申請を支援。</p> <p>4 先進的輸送技術試験の支援 国内の空港・港湾等から相手先国・地域への先端鮮度保持技術等を活用した試験輸送による技術実証等の取組を支援。</p> <p>5 海外フロンティア市場販売促進活動の支援 (1) 単一の者による販売促進活動 植物検疫の制限や原発事故による輸入停止措置等の問題がないにもかかわらず輸出実績がない、又はあってもわずかである国・地域向け輸出や、大葉や小ねぎ等の、市場として有望と思われる国・地域への販売促進活動を支援。 (2) 複数の者による販売促進活動 リレー出荷による多品目周年供給に向けて、複数の者で調整・連携を行う販売促進活動を支援。</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>	
<p>3 日本産花き輸出促進緊急対策事業</p>	<p>1 輸出先国におけるプロモーション活動強化事業 商談会等で日本産花きの認知度が上昇している国・地域において、更に認知度を上げ、販売につなげるための取組を支援。</p> <p>2 いけばなイベントを活用した輸出促進事業 海外で開催されるいけばなイベントにおいて、日本産花材及び花器等を提供しPRする取組を支援。</p> <p>3 輸出向け統一資材開発による輸出実証事業 日本産花きを輸出する統一資材の製作及び輸出実証を行い、その効果を検証する取組を支援。</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>4 茶輸出特別支援事業</p>	<p>1 茶産地海外展開支援 海外市場における日本茶の販売展開を可能にするための輸出環境の調査・分析、輸出相手国における残留農薬基準に対応した防除体系の確立に係る取組を支援。</p>	<p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体等</p>

	<p>2 輸出相手国における日本茶プロモーション活動強化支援 日本茶の輸出拡大を図るための輸出相手国における展示会、商談会等の開催やこれらへの参加、メディアを活用した広報活動を支援。</p> <p>3 新たな抹茶加工技術の実証支援 抹茶の生産拡大を図るための新たな抹茶加工技術の実証に係る取組を支援。</p> <p>4 輸出相手国における残留農薬基準の設定支援 緑茶生産において使用される主な農薬について、輸出相手国に対して日本と同等の残留農薬基準を新たに設定申請するための取組を支援。</p>	<p>定額</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>定額</p>	
<p>5 農産物輸出コスト低減対策特別支援事業</p>	<p>1 輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材の利用技術の実証 (1) 生産資材コスト低減技術確立支援事業 輸出相手国の植物検疫条件や残留農薬基準等の規制に適合した低コスト防除体系やBB肥料、輸入肥料、地域の未利用資源等を原料とした肥料等を活用した低コスト施肥体系等を確立するための取組を支援。 (2) 農産用温室設置コスト低減推進事業 野菜等の輸出の拡大と国際競争力の強化に向けて、高度に環境を制御し、高い生産性を実現できる温室の設置コストを低減するため、温室の低コストモデルの検証・改良及び温室の設計指針の策定に必要なデータを整備するための取組を支援。</p> <p>2 輸出を目指す産地間での農業機械シェアリングの導入促進 輸出に取り組む又は輸出を目指す複数の農業者が連携して、広域で農業機械をシェアリングする仕組みの構築に向けた実証及び普及のための取組を支援。</p> <p>3 輸出に取り組む産地の低コスト生産技術や品質・規格の均一化の指導 輸出に取り組む産地において、ICT等を活用した効果的な技術指導を通じて、農産物の輸出競争力強化に資する新たな生産コスト低減技術の導入及び当該技術を中心とした生産体系の確立と早期普及を促進する取組を支援。</p> <p>4 青果物低コスト・安定輸送技術導入実証支援事業 国産青果物の輸出拡大に向けて国際競争力の強化が図られるよう、産地から国内の空港</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体等</p>

	<p>・港湾等までの間における青果物の低コストで安定的な輸送技術の導入に向けて、共同集荷・配送システムの構築、先端貯蔵技術による周年安定出荷体制の強化等の技術実証を支援。</p>		
6 畜産物輸出 特別支援事業	<p>1 日本産畜産物の需要の裾野を広げる取組</p> <p>(1) 畜産物を用いた新たな高級料理市場を開拓 海外に食肉のカット技術等の専門家等を派遣するとともに、海外の食肉事業者、シェフ、インフルエンサー等を我が国へ招へいし、人的交流の促進を支援。また、海外のシェフ等による料理のメニュー開発、輸出先国・地域の基準に適合した調理機器等の開発等を支援。</p> <p>(2) インバウンド需要による輸出拡大 主要空港における牛肉・豚肉等の試行的販売、航空機、クルーズ船等での日本産畜産物を使った機内食等の試行的提供等を支援。</p> <p>2 海外でのプロモーション活動の強化</p> <p>(1) プロモーション活動の強化 海外において、畜産物を紹介するセミナー、畜産物の試食会、レストラン等における畜産物フェア等を開催を支援。</p> <p>(2) 輸出先国・地域のマーケット調査 畜産物の輸出に向けた海外の需要等についてのマーケット調査等を支援。</p> <p>3 海外・外国人への情報発信等の取組</p> <p>(1) 和牛の品質情報の多言語発信 輸出先国・地域において、和牛の特性であるトレーサビリティ制度、血統登録、食肉の格付けに係る情報を把握できるよう、多言語で情報発信するシステムの整備等を支援。</p> <p>(2) ロゴマークの登録・維持管理 輸出先国・地域において、国産畜産物の品目ごとのロゴマークの商標登録と登録の維持管理等を支援。</p> <p>(3) 国産畜産物の情報の多言語発信 輸出先国・地域において、国産畜産物の情報を発信するため、多言語のウェブサイトの作成等を支援。</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>生産局長が別に定める者から公募により選定された団体等</p>

	<p>4 流通コスト低減のための技術開発・実践的調査</p> <p>(1) 冷凍技術を活用した牛乳乳製品の試行的提供 冷凍技術を活用した海外のホテル等向け業務用牛乳乳製品の提供実証等を支援。</p> <p>(2) 輸送手段の変更等の流通合理化の検討 航空便（冷蔵）から船便（冷凍）への変更のための課題調査等を支援。</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	
<p>7 木材製品輸出特別支援事業</p>	<p>1 日本産木材製品のブランド化と新たな輸出先国等における販売促進</p> <p>(1) 日本産木材製品のブランド化に向けた取組 日本の加工技術を活かした輸出向けの新たな製材品の仕様の作成、仕様を踏まえた輸出向け製品の試作・改良の取組、輸出先国における日本産木材に関するセミナー・研修会の開催等の取組を支援。</p> <p>(2) 新たな輸出先国等における販売促進 輸出国において、展示施設設置による日本産木材製品の展示・PR、当該展示施設を拠点とした販売促進や市場情報収集・提供等の活動、広報媒体を通じたPR、バイヤーの招聘等の販売促進活動を支援。</p> <p>2 木材輸出のポテンシャルに関する市場調査 有望な輸出先と考えられる国の木材輸出のポテンシャルに関する市場調査を支援。</p>	<p>定額</p>	<p>林野庁長官が別に定める者から公募により選定された団体等</p>
<p>8 水産物輸出促進緊急推進事業</p>	<p>1 輸出促進機器整備事業</p> <p>(1) 機器整備事業 計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備を支援。</p> <p>(2) 管理運営事業 (1)の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施。</p> <p>2 海外市場開拓推進事業</p> <p>(1) 海外市場開拓に向けた国内体制強化事業 水産加工業者等と輸出業者を交えた検討会（今後どのような品目を輸出していくかなどについて検討）の開催を支援。</p> <p>(2) 輸出促進活動</p> <p>ア 海外マーケットの調査 輸出先国における水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合品の販売状況、輸出先国が</p>	<p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体等</p>

<p>求める衛生条件、現地のバイヤーの情報等に係る調査の実施を支援。</p>		
<p>イ 海外への日本産水産物のプロモーション活動 (1)で検討した内容を踏まえた、パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや調理人等を対象としたセミナーの実施、現地小売店等における日本産水産物フェア等の実施等プロモーション活動の実施を支援。</p>	<p>定額</p>	
<p>ウ 商談会の開催 (1)で検討した内容を踏まえた、輸出先国等における商談会の開催を支援。</p>	<p>1/2以内</p>	
<p>(3) 事務局運営 (1)及び(2)の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施。</p>	<p>定額</p>	
<p>3 輸出重要水産物安定生産確保事業</p>		
<p>(1) 漁船搭載型洗浄機導入評価事業 (2)の導入を実施するための評価委員会の開催等を支援。</p>	<p>定額</p>	
<p>(2) 漁船搭載型洗浄機導入支援事業 輸出商材としての活用が期待されるホタテガイの安定的な養殖生産体制の構築に取り組む垂下式養殖業者に対し、ザラボヤ等の除去に必要な洗浄機の導入を支援。</p>	<p>1/2以内</p>	

別表2（第4関係）

品目別輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
コメ・コメ加工品輸出特別支援事業の事業実施主体	政策統括官
青果物輸出特別支援事業の事業実施主体	生産局長
日本産花き輸出促進緊急対策事業の事業実施主体	生産局長
茶輸出特別支援事業の事業実施主体	
茶産地海外展開支援事業の事業実施主体 輸出相手国における日本茶プロモーション活動強化支援事業の事業実施主体 新たな抹茶加工技術の実証支援事業の事業実施主体	地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）
輸出相手国における残留農薬基準の設定支援事業の事業実施主体	生産局長
農産物輸出コスト低減対策特別支援事業の事業実施主体	
輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材の利用技術の実証支援事業の事業実施主体 輸出を目指す産地間での農業機械シェアリングの導入促進支援事業の事業実施主体 輸出に取り組む産地の低コスト生産技術や品質・規格の均一化の指導支援事業の事業実施主体	生産局長
青果物低コスト・安定輸送技術導入実証支援事業の事業実施主体	地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）
畜産物輸出特別支援事業の事業実施主体	生産局長
木材製品輸出特別支援事業の事業実施主体	林野庁長官
水産物輸出促進緊急推進事業の事業実施主体	水産庁長官